

# 沼津地域 循環型社会形成推進地域計画

(第二期)

沼津市

清水町

令和元年 1 1 月 2 9 日

# 目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項-----	1
	(1) 対象地域 -----	1
	(2) 計画期間 -----	1
	(3) 基本的な方向 -----	1
	(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況 -----	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標 -----	3
	(1) 一般廃棄物等の処理の現状 -----	3
	(2) 生活排水の処理の現状 -----	5
	(3) 一般廃棄物等の処理の目標 -----	7
	(4) 生活排水処理の目標 -----	10
3	施策の内容 -----	12
	(1) 発生抑制、再使用の推進 -----	12
	(2) 処理体制 -----	17
	(3) 処理施設の整備 -----	22
	(4) 施設整備に関する計画支援事業 -----	23
	(5) その他の施策 -----	23
4	計画のフォローアップと事後評価 -----	24
	(1) 計画のフォローアップ -----	24
	(2) 事後評価及び計画の見直し -----	24

## 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

構成市町名	沼津市及び清水町
面積	195.77 km <sup>2</sup>
人口	227,549 人（平成 31 年 4 月 1 日現在）

沼津地域構成市町の人口と面積

市町村名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)
沼津市	186.96	195,039
清水町	8.81	32,510
合計	195.77	227,549

資料：住民基本台帳人口等

### (2) 計画期間

本計画は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

### (3) 基本的な方向

本地域は首都 100km 圏に位置する静岡県東部にあり、恵まれた自然環境と優位な地理的条件のもとで、東駿河湾地域、伊豆方面への交通拠点あるいは広域的な商業・文化拠点として、古くからこの地域の政治、経済、文化の中心的役割を担ってきた。

このような中、本地域では全国に先駆けて住民と行政の協働による「沼津方式」を導入し生活系ごみの資源化に取り組んだ経緯があり、発生抑制、再利用の推進についても、マイバック持参の推進やフリーマーケットの開催等を行っていることから、今後もこれらの取組を進めていく。

また、事業系ごみについては、事業者が自らの責任で資源化や適正処理を進めるための取組を支援していく。

さらに、本地域のごみ焼却施設である沼津市清掃プラントは耐震性が劣ると判断され、早急に更新が必要となっていることから、エネルギー回収型廃棄物処理施設として整備するとともに、沼津市においてはリサイクル施設を集約し、効率的な処理を図っていく。

これらと併せ、本地域の狩野川や柿田川、駿河湾などの豊かな水環境を維持してい

くため、下水道の整備や合併処理浄化槽の設置を進めていく。

#### (4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

静岡県では平成 10 年 3 月に、広域化・集約化を計画的に進め、循環型社会の実現を市町の意見等を踏まえながら「静岡県ごみ処理広域化計画」を策定した。その中で当該地域は、駿豆圏域として位置づけられ、地域内行政区域全域を処理区域として、現存するごみ焼却施設を 1 施設に統合して整備する「静岡県ゼロエミッション事業計画」があった。

駿豆圏域の協議会を開催することにより、統合すべく協議、立地の選定等を進めるとしたが、平成 18 年に中断され、その後、平成 22 年度から「駿豆地区広域市町ごみ処理問題検討会」を定期的を開催することにより、広域化・集約化に向けた協議等が進められているところである。

本市では、昭和 42 年度から清水町の燃やすごみとし尿の受入れを開始し、現在まで沼津市の施設で処理して広域化を維持しており、既に基本計画を策定している新施設についても引き続き同様の体制としていく予定である。

ただし、今後、県が「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」に基づいて広域化計画を策定した際には、同計画に基づき、さらなる広域化を検討する。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

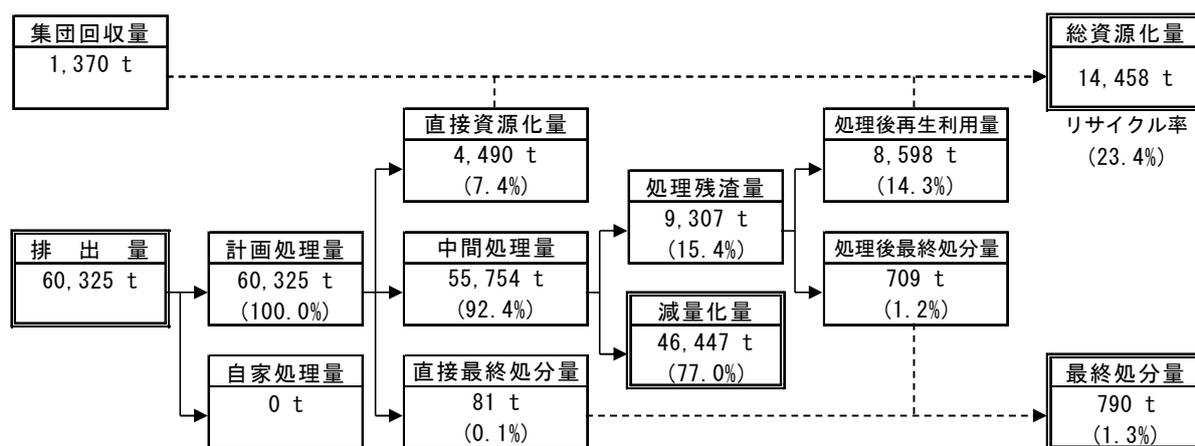
### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 30 年度における一般廃棄物の排出・処理状況は図 1-1（沼津市）、図 1-2（清水町）及び図 1-3（沼津地域）に示すとおりである。

沼津市の総排出量は、集団回収量も含め、61,695 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 14,458 トン、リサイクル率〔=(直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量) / (ごみの総処理量+集団回収量)〕は 23.4%である。

中間処理による減量化量は 46,447 トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね 77.0%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 1.3%に当たる 790 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は清水町分も含め 58,503 トン（焼却処理施設による実績値）であるが、これにはし尿処理施設等から排出されたし渣の 53 トンも含まれている。また、焼却施設では温水の場内利用などを行っている。



※端数処理の関係により、パーセントの合計が一致しないことがある。

図 1-1 沼津市における一般廃棄物の処理状況フロー（平成 30 年度）

また、清水町の総排出量は、集団回収量も含め、9,126 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 2,228 トン、リサイクル率〔=(直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量) / (ごみの総処理量+集団回収量)〕は 24.4%である。

中間処理による減量化量は 6,653 トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね 77.1%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 2.8%に当たる 245 トンが埋め立てられている。

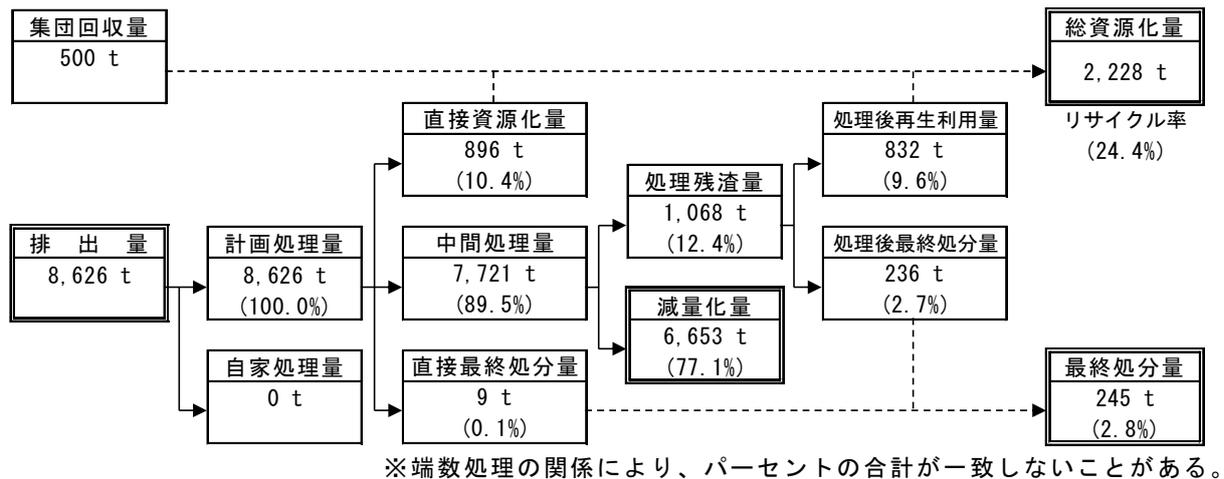


図 1-2 清水町における一般廃棄物の処理状況フロー（平成 30 年度）

これらに基づき、沼津地域としての総排出量は、集団回収量も含め、70,821 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 16,686 トン、リサイクル率〔=(直接資源化量 + 中間処理後の再生利用量 + 集団回収量) / (ごみの総処理量 + 集団回収量)〕は 23.6%である。

中間処理による減量化量は 53,100 トンであり、集団回収量を除いた排出量の 77.0% が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 1.5% に当たる 1,035 トンが埋め立てられている。

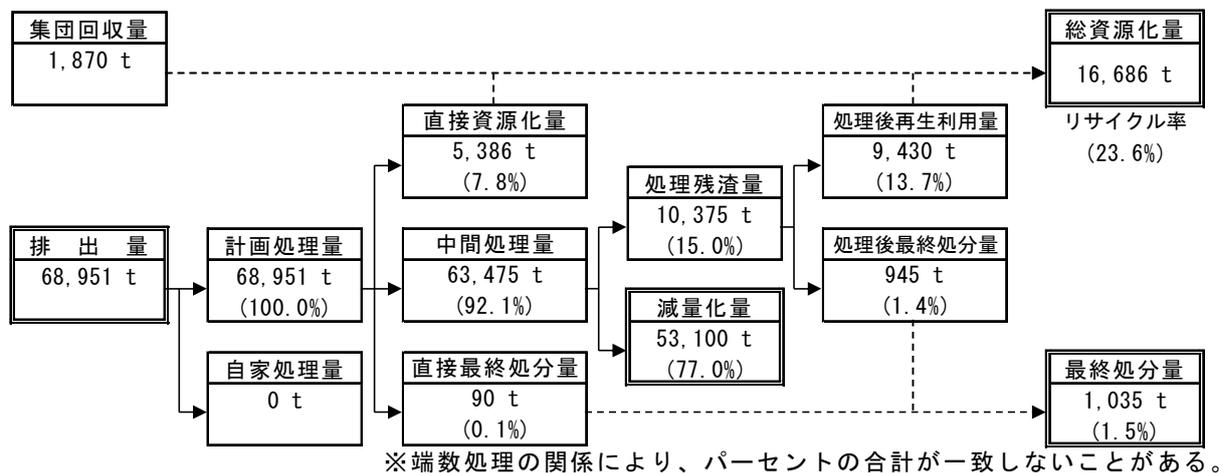


図 1-3 沼津地域における一般廃棄物の処理状況フロー（平成 30 年度：合計値）

## (2) 生活排水の処理の現状

平成 30 年度における生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 2-1（沼津市）、図 2-2（清水町）及び図 2-3（沼津地域）に示すとおりである。

生活排水処理対象人口は、沼津市が全体で 195,039 人（外国人登録人口含む）であり、汚水衛生処理人口は、151,237 人、汚水衛生処理率は 77.5% である。

し尿発生量は 2,201kl/年、浄化槽汚泥発生量は、38,985kl/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 41,186kl/年である。

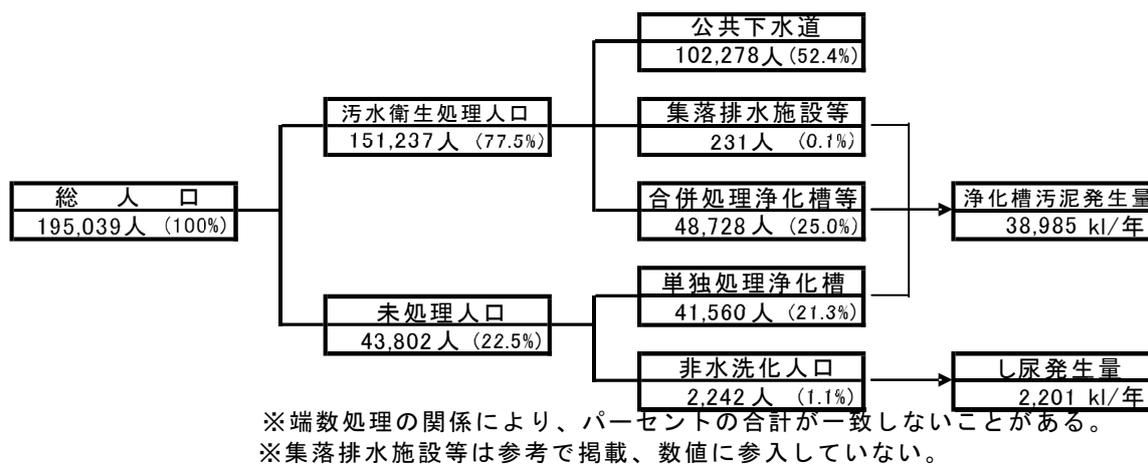


図 2-1 沼津市における生活排水の処理状況フロー（平成 30 年度）

また、清水町の生活排水処理対象人口は、全体で 32,510 人であり、汚水衛生処理人口は、22,063 人、汚水衛生処理率は 67.9% である。

し尿発生量は 182kl/年、浄化槽汚泥発生量は、4,522kl/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 4,704kl/年である。

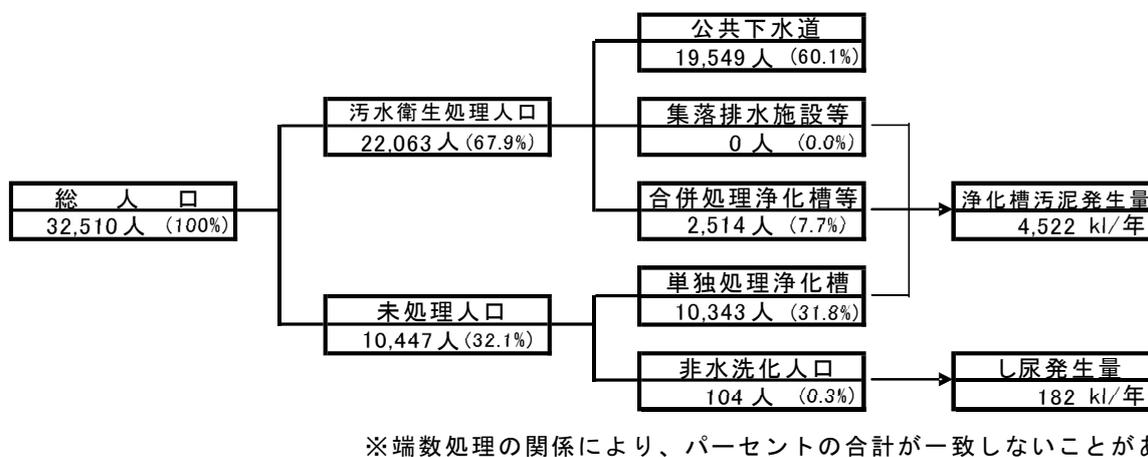
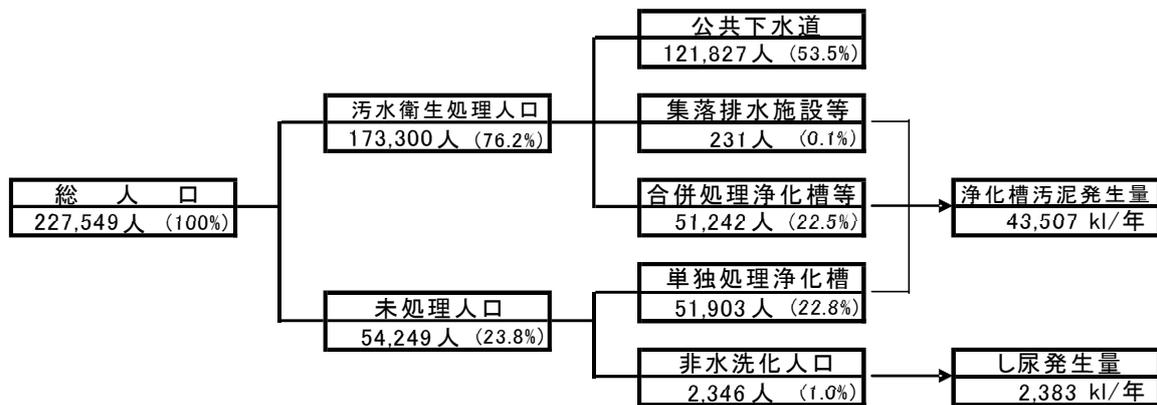


図 2-2 清水町における生活排水の処理状況フロー（平成 30 年度）

これらに基づき、沼津地域としての生活排水処理対象人口は、全体で 227,549 人であり、汚水衛生処理人口は、173,300 人、汚水衛生処理率は 76.2% である。

し尿発生量は 2,383k1/年、浄化槽汚泥発生量は、43,507k1/年であり、処理・処分量（=収集・運搬量）は 45,890k1/年である。



※端数処理の関係により、パーセントの合計が一致しないことがある。

図 2-3 沼津地域における生活排水の処理状況フロー（平成 30 年度：合計値）

### (3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め、循環型社会の実現を目指し、表 1-1（沼津市）、表 1-2（清水町）及び表 1-3（沼津地域）のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする

表 1-1 沼津市における減量化、再生利用に関する現状と目標

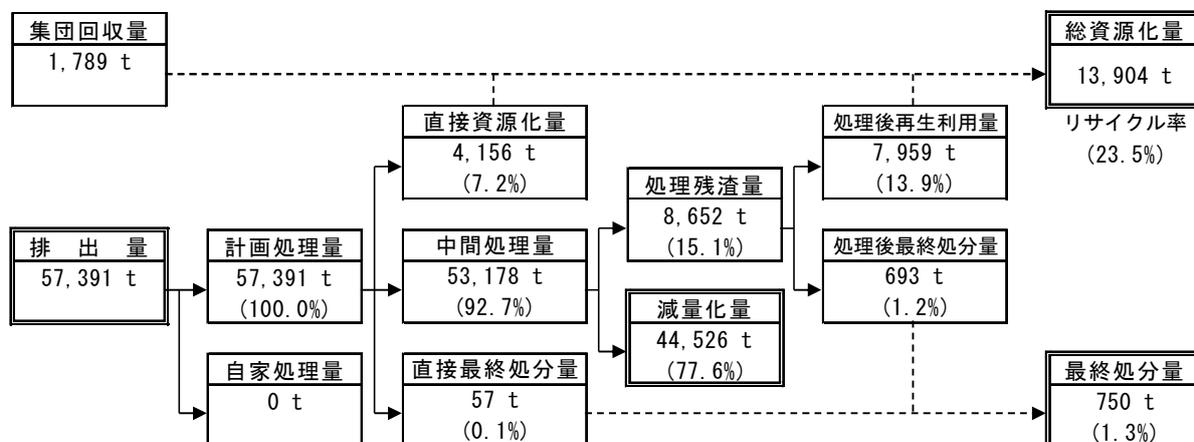
指 標		現 状(割合※ <sup>1</sup> ) (平成30年度)	目 標(割合※ <sup>1</sup> ) (令和7年度)
排 出 量	事業系 総排出量	21,257トン	21,014トン (-1.2%)
	1事業所当たりの排出量※ <sup>2</sup>	2.08トン/事業所	2.06トン/事業所 (-1.0%)
	生活系 総排出量	39,068トン	36,377トン (-6.9%)
	1人当たりの排出量※ <sup>3</sup>	181.39kg/人	179.78kg/人 (-0.9%)
合 計 事業系生活系排出量		60,325トン	57,391トン (-4.9%)
再生利用量	直接資源化量	4,490トン (7.4%)	4,156トン (7.2%)
	総資源化量	14,458トン (23.4%)	13,904トン (23.5%)
エネルギー 回 収 量	エネルギー回収量（年間の発電電力量及び熱利用量）	—	(22,200 MWh) (18,648 GJ)
減 量 化 量	中間処理による減量化量	46,447トン (77.0%)	44,526トン (77.6%)
最終処分量	埋立最終処分量	790トン (1.3%)	750トン (1.3%)

注) 端数処理の関係により、パーセントの合計が一致しないことがある。

- ※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・中間処理による減量化量・埋立最終処分量は排出量（事業系生活系排出量合計）に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合  
 ※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量-事業系資源ごみ量)} ÷ (事業所数)  
 事業所数は総務省統計局「経済センサス」資料を基に予測した。  
 ※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量-生活系資源ごみ量)} ÷ (人口)

#### 《用語の定義》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕  
 再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕  
 エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕  
 減 量 化 量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕  
 最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕



※端数処理の関係により、パーセントの合計が一致しないことがある。

図 3-1 沼津市における目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和7年度）

表 1-2 清水町における減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状(割合※ <sup>1</sup> ) (平成30年度)	目 標(割合※ <sup>1</sup> ) (令和7年度)
排 出 量	事業系 総排出量	2,247トン	2,247トン ( 0.0%)
	1事業所当たりの排出量※ <sup>2</sup>	1.40トン/事業所	1.40トン/事業所 ( 0.0%)
	生活系 総排出量	6,379トン	6,287トン ( -1.4%)
	1人当たりの排出量※ <sup>3</sup>	147.52kg/人	147.03kg/人 ( -0.3%)
合 計 事業系生活系排出量		8,626トン	8,534トン ( -1.1%)
再生利用量	直接資源化量	896トン (10.4%)	873トン ( 10.2%)
	総資源化量	2,228トン (24.4%)	2,219トン ( 24.6%)
エネルギー 回 収 量	エネルギー回収量(年間の発電 電力量及び熱利用量)	—	(2,800 MWh) (2,352 GJ)
減 量 化 量	中間処理による減量化量	6,653トン (77.1%)	6,567トン ( 77.0%)
最終処分量	埋立最終処分量	245トン ( 2.8%)	241トン ( 2.8%)

注) 端数処理の関係により、パーセントの合計が一致しないことがある。

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・中間処理による減量化量・埋立最終処分量は排出量(事業系生活系排出量合計)に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量-事業系資源ごみ量)} ÷ (事業所数)  
事業所数は総務省統計局「経済センサス」資料を基に予測した。

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量-生活系資源ごみ量)} ÷ (人口)

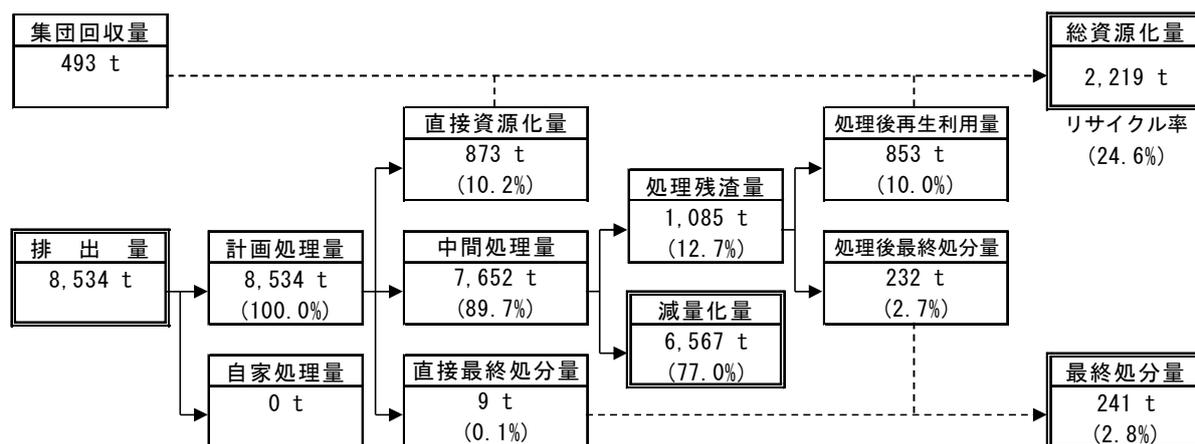
《用語の定義》

排 出 量: 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位: トン]  
再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位: トン]

エネルギー回収量: エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位: MWh] 及び熱利用量 [単位: GJ]

減 量 化 量: 中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位: トン]

最終処分量: 埋立処分された量 [単位: トン]



※端数処理の関係により、パーセントの合計が一致しないことがある。

図 3-2 清水町における目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (令和7年度)

表 1-3 沼津地域における減量化、再生利用に関する現状と目標（合計値）

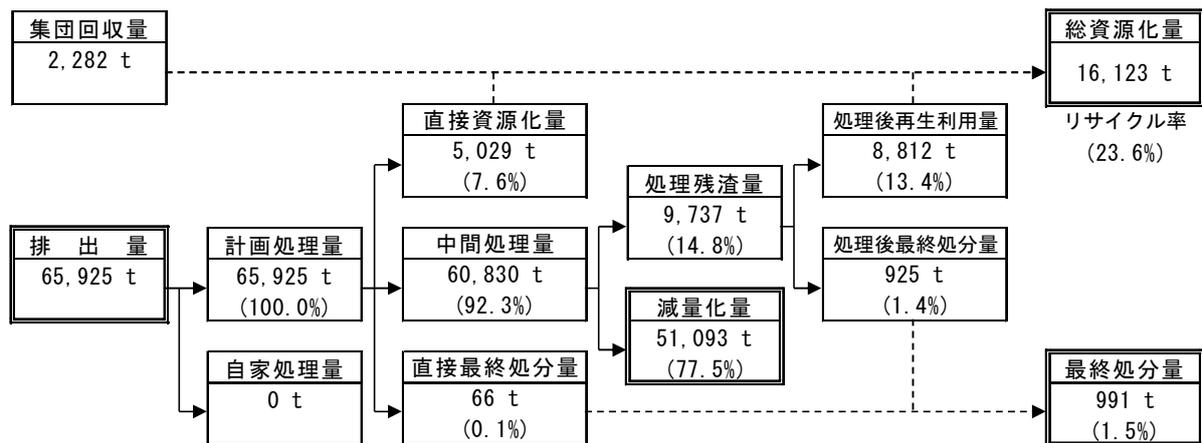
指 標		現 状(割合※ <sup>1</sup> ) (平成30年度)	目 標(割合※ <sup>1</sup> ) (令和7年度)
排 出 量	事業系 総排出量	23,504トン	23,261トン (-1.0%)
	1事業所当たりの排出量※ <sup>2</sup>	1.99トン/事業所	1.97トン/事業所 (-1.0%)
	生活系 総排出量	45,447トン	42,664トン (-6.1%)
	1人当たりの排出量※ <sup>3</sup>	176.55kg/人	174.95kg/人 (-0.9%)
合 計 事業系生活系排出量		68,951トン	65,925トン (-4.4%)
再生利用量	直接資源化量	5,386トン (7.8%)	5,029トン (7.6%)
	総資源化量	16,686トン (23.6%)	16,123トン (23.6%)
エネルギー 回 収 量	エネルギー回収量（年間の発電電力量及び熱利用量）	—	(25,000 MWh) (21,000 GJ)
減 量 化 量	中間処理による減量化量	53,100トン (77.0%)	51,093トン (77.5%)
最終処分量	埋立最終処分量	1,035トン (1.5%)	991トン (1.5%)

注) 端数処理の関係により、パーセントの合計が一致しないことがある。

- ※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・中間処理による減量化量・埋立最終処分量は排出量（事業系生活系排出量合計）に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合
- ※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量-事業系資源ごみ量)} ÷ (事業所数)  
事業所数は総務省統計局「経済センサス」資料を基に予測した。
- ※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量-生活系資源ごみ量)} ÷ (人口)

《用語の定義》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕  
 再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕  
 エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕  
 減 量 化 量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕  
 最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕



※端数処理の関係により、パーセントの合計が一致しないことがある。

図 3-3 沼津地域における目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和7年度：合計値）

#### (4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 2-1（沼津市）、表 2-2（清水町）及び表 2-3（沼津地域）に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表 2-1 沼津市における生活排水処理に関する現状と目標

		平成 30 年度実績	令和 7 年度目標
処理形態別人口	公共下水道	102,278人 (52.4%)	116,032 人 (62.7%)
	集落排水施設等	231人 (0.1%)	164人 (0.1%)
	合併処理浄化槽等	48,728 人 (25.0%)	50,267 人 (27.2%)
	未処理人口	43,802 人 (22.5%)	18,553 人 (10.0%)
	合計	195,039 人	185,016 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	2,201 キロリットル	2,100 キロリットル
	浄化槽汚泥量	38,985 キロリットル	37,192 キロリットル
	合計	41,186 キロリットル	39,292 キロリットル

注) 端数処理の関係により、パーセントの合計が一致しないことがある。

表 2-2 清水町における生活排水処理に関する現状と目標

		平成 30 年度実績	令和 7 年度目標
処理形態別人口	公共下水道	19,549 人 (60.1%)	27,237 人 (85.1%)
	集落排水施設等	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
	合併処理浄化槽等	2,514 人 (7.7%)	1,078 人 (3.4%)
	未処理人口	10,447 人 (32.1%)	3,685 人 (11.5%)
	合計	32,510 人	32,000 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	182 キロリットル	145 キロリットル
	浄化槽汚泥量	4,522 キロリットル	1,645 キロリットル
	合計	4,704 キロリットル	1,790 キロリットル

注) 端数処理の関係により、パーセントの合計が一致しないことがある。

表 2-3 沼津地域における生活排水処理に関する現状と目標（合計値）

		平成 30 年度実績	令和 7 年度目標
処理形態別人口	公共下水道	121,827 人 (53.5%)	143,269 人 (66.0%)
	集落排水施設等	231 人 (0.1%)	164 人 (0.1%)
	合併処理浄化槽等	51,242 人 (22.5%)	51,345 人 (23.7%)
	未処理人口	54,249 人 (23.8%)	22,238 人 (10.2%)
	合計	227,549 人	217,016 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	2,383 キロリットル	2,245 キロリットル
	浄化槽汚泥量	43,507 キロリットル	38,837 キロリットル
	合計	45,890 キロリットル	41,082 キロリットル

注) 端数処理の関係により、パーセントの合計が一致しないことがある。

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### ●沼津市における施策

##### ア ごみに関する情報提供のための施策

- ホームページ・広報紙などによるPR  
ごみの分別方法をはじめ、ごみの減量やリサイクル活動などの3Rに関する最新情報を積極的に市民及び事業者へ提供する。
- イベントなどによるPR  
フリーマーケットフェスティバルなどにおいて3Rに関する啓発活動を行う。
- 分別説明会や出前講座などによるPR  
出前講座や自治会などでの説明会を行い、住民・事業者の理解と協力を得るための啓発や情報提供を行う。
- ごみの出し方便利帳やごみ分別アプリによるPR  
ごみの出し方便利帳の発行・配布、ごみ分別アプリの配信による啓発を行う。

##### イ ごみに関する機会提供のための施策

- フリーマーケットフェスティバル等の開催  
現在実施しているフリーマーケットフェスティバルを開催する。また、子供の成長等により着られなくなった服を交換するXchange(子供服交換会)を開催するなどリユースの機会を設ける。
- ごみに関する環境教育の推進・充実  
アースキッズ事業への職員派遣や夏休みリサイクル施設見学会などを実施し、子供を通じて各家族への啓発・発展を進める。更に、ダンボールコンポスト作製の開催や各家庭向けに無駄のない調理方法や水きりの徹底など、生ごみの発生抑制についてホームページやイベントの中で啓発を行う。

##### ウ ごみに関する各種支援のための施策

- 地域（自治会・コミュニティ）活動の支援  
環境衛生自治推進協会・環境美化指導員による指導・啓発などを支援する。ごみの適正排出を支援するため、ごみ集積施設整備に対して補助を行う。
- すまいるしょっぷ（ごみ減量・資源化推進協力事業所）の普及・拡大  
簡易包装に努めたり、販売品から生じる廃棄物の回収や修理など、ごみの減量・資源化に対する独自の取組を行っている小売店・飲食店・宿泊施設店舗を「すまいるしょっぷ」として認定し、事業者の活動を支援する取組を普及・拡

大する。

○市民による3Rネットワーク構築の支援

フリーマーケットフェスティバル、市民環境大学を通じネットワークの構築を支援していく。

○簡易包装の取組支援

「すまいるしょっぷ」店舗の拡大を進めることにより簡易包装を推進するとともに、市民へのマイバッグ持参を呼び掛けていく。

## エ ごみに関する各種指導のための施策

○事業系ごみの発生・排出抑制の推進

「すまいるしょっぷ」でのごみ減量・リサイクル推進を支援し、排出抑制を進めていく。多量排出事業者への減量化計画の作成・提出を徹底するとともに計画書に基づいた排出の指導を進める。

○排出者責任の明確化・厳格化

事業者の排出者責任を明確にするため、資源化などのごみ発生・排出抑制を図るとともに、自己処理、直接持込又は許可業者収集の徹底を図る。

市は事業者管理システムなどにより各事業所間のごみ処理方法の把握に努めており、事業系指定袋の購入状況を検証した上で排出事業者への指導・啓発を実施していく。

## オ ごみに関する有料化の施策

○生活系ごみの有料制の研究

さらなるごみ減量につながる施策を講じた上で、粗大ごみについては将来に向けリユースやリサイクルを考慮した戸別収集と併せて有料制を検討する。

また、ごみの排出量に応じた処理経費の一部負担を求めるという観点から、家庭ごみの有料制についても将来に向け検討を行っていく。

## カ 生活排水対策

○生活排水処理に関する情報の提供と排出源での水環境の保全対策の促進

広報などによる周知・啓発及び市ホームページにより情報提供を行い、市民や事業者の環境保全意識の高揚を図る。各家庭や事業所では次のような対策を促す。

- ・ 洗浄前の汚れの除去
- ・ 洗剤の使いすぎの自粛
- ・ 環境にやさしい洗剤の使用
- ・ 節水による排出量の削減、風呂の水の再利用

- ・ 調理屑の除去

## ●清水町における施策

### ア 清水町が講じる施策

#### ○連携体制の構築

農業・商工業・廃棄物関係業者等と連携し、減量化施策等を実行していく必要があるため、本町及び近隣市町との連携体制を構築することを検討する。

#### ○啓発活動の推進

現在の使い捨て型ライフスタイルの見直しや、町民・事業者に対する意識改革・意識高揚を図るための啓発活動を広報等によって定期的実施する。

また、循環型社会の形成を推進していくため、家庭教育、学校教育、社会教育等の場において環境教育を実施し、意見交換会・シンポジウム等により意識の高揚を図ることを検討する。

パンフレットやポスター等を作成し、町民や事業者に配布する。

#### ○ごみ減量化の推進

容器包装リサイクル法の対象となるプラスチック系ごみの収集等については分別収集計画に基づいて実施する。紙類の更なる資源化を図るため、雑紙類（ミックス古紙）の分別回収を実施する団体の活動を支援する。今後、資源ごみの収集対象品目を拡大することによるごみの減量化及び再資源化についても検討していく。

また、学校給食の残渣をたい肥化し学校園芸で活用、牛乳パックをリサイクル材として回収するなど、学校の活動における循環型社会の教育として引き続き実施していく。

#### ○生活系ごみの有料化検討

ごみの減量化の推進及び排出量に応じた一部負担を求める観点から、既に有料化を実施している生活系粗大ごみ（家具、大型ごみ等）処理手数料の改定及びその他の生活系ごみの有料化などの施策についても検討していく。

#### ○ごみの適正分別の推進

ごみの適正な分別は、再資源化率の向上及び減量並びに適正で安全な処理につながることから、毎年実施する各地区を巡回してのごみ減量等の説明会において「5374（ごみなし）アプリ清水町版」の活用や広報紙・町ホームページでの周知・啓発により引き続き推進する。

#### ○集団資源回収の推進

集団資源回収は資源化率の向上だけではなく、身近な環境教育の一環として、また、ごみの資源化について関心を持つ機会を定期的に提供することにより、ごみに対するリサイクル意識の高揚などが期待できる。

集団資源回収活動は、地域の自主活動の促進とごみ減量化・再生利用の促進等についても期待できるため、今後も集団資源回収の支援等を継続する。

○安定した資源化ルートの確保

分別排出された資源ごみは、町内の資源化事業者等の協力等により、経済的かつ効率的な処理ルートを確保する。

○不用品交換事業等の推進

ごみとして排出される中に含まれる、まだ使用できるものや修理すれば使用可能な状態になるもの、引っ越し等で排出される不用家具、電化製品、衣類について、フリーマーケットなどの開催や、不用品情報コーナーを設けることにより、不用品の交換等を効率的に行うため、情報や場所の提供等を検討する。

○再生商品等の利用促進

家庭や事業所で使用するノート類、印刷物及びコピー用紙等は、再生品やエコマーク商品等を利用するよう、広報誌やイベント等で啓発していく。

○ごみ減量への取組の支援

生活系可燃ごみの1割以上を占めるちゅう芥・野菜くず等の減量を図るため、家庭用生ごみ処理機等の導入助成を継続する。

## イ 町民が講じる施策

○使い捨て型ライフスタイルの転換

ごみの減量化や再生利用を実行する主役は町民一人ひとりであることを自覚し、使い捨て型ライフスタイルを見直す。物を大切にし、無駄をなくす工夫をするとともに、リフォーム（作り変え）などによる再利用に努める。

また、商品購入や物品の廃棄に当たっては、環境に対する影響を考慮し、計画的に購入するなど、使い捨て商品の購入をなるべく控えるとともに、レンタル品などを活用する。また、買い物袋（マイバッグ）の利用や、簡易包装商品を選択する。

○無駄のない食生活（エコクッキング）の推奨

必要なだけの食材等を購入し、賞味期限切れ等で廃棄する食品を無くす。また、料理方法等を工夫し、生ごみを可能な限り少なくしていく。

○物を大切に使う

物を大切に使い、長く利用する。より耐久性の高い商品を選び、故障しても修理して使い、なるべくごみとして出さない。また、不用となった物は他の活用法を考える。

○資源ごみの分別収集への協力

資源ごみのリサイクル処理の効率化などについて関心を持ち、住民団体等が実施する資源ごみの集団資源回収等にも協力する。

○ごみの出し方

ごみ出しのマナーを遵守し、モラルの向上に努める。

○再生商品等の利用促進

日常生活で利用する品に再生品を購入使用する。

紙製品等は再生品あるいはエコマーク商品を積極的に活用するとともに詰め替え商品等を優先的に選択し、利用する。

○資源回収等への協力

集団資源回収へ協力し、リターナブル（再利用）びんを活用する。

商店が実施する紙パック容器や食品トレイ等の資源回収に協力する。

○不用品交換事業等の利用促進

物を大切に使い、修理して再利用に努める。不用となったものはフリーマーケットなどの不用品交換会や販売会を活用する。

○使用頻度の少ない商品の購入抑制

使用頻度が少ないと思われる商品等は、レンタルショップ等を活用する。

## ウ 事業者が講じる施策

○事業者主体による積極的な取組

事業活動に伴って発生するごみは、原則として減量化・再資源化等により、自らの責任で適正に処理を行う。

事業系ごみの資源化ルートを確認し、リサイクルの推進や分別排出等について、従業員のごみ処理に対する意識の高揚を図る。

販売店は過剰包装防止に努め、買い物袋（マイバッグ）の持参を推奨（優遇措置を講じる等）し、レジ袋の使用などを削減する。

容器包装リサイクル法を遵守する。

使い捨て商品をなるべく作らない。

食品廃棄物の水切りを徹底することなどにより、ごみの減量に努める。

○再生商品等の供給

再生資源を用いた製品の供給を検討あるいは拡大し、詰め替え商品やリターナブルびん等の製造・販売を積極的に進める。

○再生商品等の利用促進

事務用品や日用品等は、再生商品やエコマーク商品をできる限り利用する。

○資源ごみの回収ルートの構築

販売ルート等を通じた回収システムを確認し、紙パック容器や食品トレイなどの回収を実施する。

## (2) 処理体制

### ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表 3 のとおりである。

現在、清水町は焼却施設を持たないことから、可燃ごみについては沼津市清掃プラントで受け入れ、両市町のごみを処理している。

可燃ごみ以外のごみについて、分別や名称に違いはあるものの、容器包装リサイクル法に基づくペットボトルやプラスチック製容器包装をはじめ、缶やビン、古紙、古布類等について各市町が現有施設もしくは民間業者への委託により処理し、資源化している。

今後は、エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備により、両市町の可燃ごみから生じる熱エネルギーの有効活用を目指すこととする。これに向けて、沼津市においては「埋め立てごみ 熱源利用プラスチックごみ(③類)」を新たに令和 14 年 4 月から焼却対象とする。

また、沼津市においては、新規リサイクル施設の整備により、既存のリサイクル施設の統合と機械選別の導入等により資源化量の増加と埋立量の削減を図っていく。

更に、平成 25 年 4 月 1 日より施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」への対応をはじめ、収集システムの見直しや効率的なごみの資源化及び適正処理を推進する。

### イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

現在、事業系ごみの処理については、両市町ともに生活系ごみの分別区分に準じて実施している。

今後も、沼津市においては、事業系ごみの内容物調査を実施し、適正な搬入が行われるように指導するとともに、多量排出事業者への減量化計画の作成・提出を徹底し計画書に基づいた排出の指導を進めることによって、積極的にごみの減量化及び再資源化を促進していく。清水町においては、事業者が自らの責任で適正に処理するよう努めるとともに、資源化ルートの確立等について取り組む。

### ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状は産業廃棄物の処理を行っていない。将来的にも受け入れ及び処理を行う計画はない。

### エ ごみ処理施設整備の現状と今後

○中間処理施設（焼却施設・リサイクル施設など）の整備

既存の沼津市清掃プラントは旧耐震基準となっているため、より安全で環境負荷が少なく、資源やエネルギーを有効活用することができる新施設の早期整備を目指す。

また、効率的にエネルギー回収できる施設の整備についても検討を行い、環境負荷が少なく市民への負担軽減が望める処理システムの構築を目指す。

○中間処理における環境配慮

現状、沼津市清掃プラントでは焼却処理に伴い発生する熱エネルギーを暖房・給湯及び隣接する温水プールの熱源として活用しているが、新処理施設では、施設内エネルギー消費の少ない処理技術の採用を検討するほか、発生する熱エネルギーの有効利用についても検討する。

○現最終処分場の延命化と新最終処分場の整備

新焼却施設などの整備と併せ、埋め立てごみ全体の処理方法について検討する。また、焼却灰を今後も継続して資源化処理を行うことにより現最終処分場のさらなる延命化を図ることを検討する。

## オ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理について、沼津市では引き続き、下水道や集落排水施設等の整備計画が無い地域で合併処理浄化槽の整備を進めていく。清水町では町全域が下水道整備区域であるため、引き続き現行の下水道整備計画を推進していく。

また、し尿、浄化槽汚泥については、清水町ではし尿処理施設を持たないことから沼津市衛生プラントで両市町のものを処理し、生じた汚泥を脱水後、民間業者へ委託し資源化しており、今後も継続して再生利用を進める。

#### カ 沼津市における今後の処理体制の要点

- ◇ 既存の焼却処理施設を廃止し、エネルギー回収型廃棄物処理施設として更新する。
- ◇ エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備に合わせ、熱源利用プラスチックごみ（③類）を焼却対象に含めるよう変更する。
- ◇ 既存のリサイクル処理は2施設で行っているため、将来的に処理機能を1つの施設に集約する。
- ◇ リサイクル処理は基本的に現行の処理方式を継続するが、埋立ごみについては機械選別等により資源化及び埋立量削減を目指す。
- ◇ 事業系ごみは、事業者の責任によって減量化及び資源化する。

#### キ 清水町における今後の処理体制の要点

- ◇ 可燃ごみの発生抑制・資源化を図るとともに、その他の資源物のリサイクルを推進する。また、すでに有料化している粗大ごみ処理手数料の改定及びその他の生活系ごみの有料化についても検討していく。

表3 沼津地域のごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (H30年度)									
沼津市				清水町					
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)		
燃やすごみ	焼却	沼津市清掃プラント/ 土肥戸田衛生センター	50,896	可燃ごみ	焼却	沼津市清掃プラント/ 民間処理	6,615		
焼却粗大ごみ(②類)									
熱源利用プラスチック ごみ(③類)	リサイクル	民間処理	1,850	—	—	—	—		
		小型家電製品		リサイクル	民間処理	粗大ごみに含む			
せともの・ガラス類 (①類)	選別後埋立	植田最終処分場/ 民間処理	1,384	埋立ごみ	選別後埋立	民間処理	239		
蛍光管		中継・中間処理施設		13					
ペットボトル	リサイクル	中継・中間処理施設/ 民間処理	278	ペットボトル	リサイクル	民間処理	77		
プラスチック製容器包装		中継・中間処理施設	2,431	容器包装プラスチック		民間処理	468		
—		—	—	その他のプラスチック		民間処理	97		
びん類		資源ごみ中間処理場	982	びん・ガラス類		民間処理	175		
缶類			357	金属類		民間処理	77		
金属類			580						
乾電池			51	乾電池		埋立	民間処理	6	
古紙類			民間処理	1,067		—	—	—	—
古布類			民間処理	436		布類		民間処理	16
—			—	—		剪定枝	リサイクル	民間処理	625
—		—	—	食用油		民間処理	3		
—		—	—	粗大ごみ	焼却/ リサイクル	民間処理	228		

※1 各分別区分における主な廃棄物の例を添付資料5として添付した。

※2 処理実績には事業系ごみ量も含む。



今 後 (R7年度)							
沼津市				清水町			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)
燃やすごみ	焼却	沼津市清掃プラント/ 土肥戸田衛生センター	48,596	可燃ごみ	焼却	沼津市清掃プラント/ 民間処理	6,521
焼却粗大ごみ (②類)							
熱源利用プラスチック ごみ (③類)	リサイクル	民間処理	2,033	—	—	—	—
				小型家電製品	リサイクル	民間処理	粗大ごみに含む
せともの・ガラス類 (①類)	選別後埋立	植田最終処分場/ 民間処理	1,321	埋立ごみ	選別後埋立	民間処理	235
蛍光管	リサイクル	中継・中間処理施設	15				
ペットボトル		中継・中間処理施設/ 民間処理	245	ペットボトル		民間処理	84
プラスチック製容器包装		中継・中間処理施設	2,263	容器包装プラスチック	リサイクル	民間処理	475
—		—	—	その他のプラスチック		民間処理	110
びん類		資源ごみ中間処理場	830	びん・ガラス類		民間処理	164
缶類			293	金属類		民間処理	73
金属類			507				
乾電池			47	乾電池	埋立	民間処理	6
古紙類		民間処理	883	—	—	—	—
古布類		民間処理	358	布類		民間処理	15
—		—	—	剪定枝	リサイクル	民間処理	617
—		—	—	食用油		民間処理	4
—		—	—	粗大ごみ	焼却/ リサイクル	民間処理	230

### (3) 処理施設の整備

#### ア 廃棄物処理施設

上記(2)の今後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	エネルギー回収型廃棄物処理施設	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	210 t / 日	沼津市上香貫二ノ洞	R6～R10 (第二期～第三期計画)
2	マテリアルリサイクル推進施設	(仮称) 沼津市リサイクル施設整備事業	41 t / 日	沼津市上香貫三ノ洞	R11～R13 (第三期計画)

※ 現有処理施設の概要を添付資料1として添付した。(現有施設名・種類、処理する廃棄物、処理能力、所在地、竣工年等、施設の概要について一覧表としたもの)

(整備理由)

事業番号1 既存焼却施設の老朽化及びエネルギーの高効率回収・有効利用の促進のため

事業番号2 既存リサイクル施設(2施設)の老朽化及び処理機能の集約化のため

#### イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	直近の整備済 基数(基) (平成30年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
3	浄化槽設置整備事業(沼津市)	52	85	475	R2～R6
	合計	52	85	475	

※現在、清水町では浄化槽設置整備事業の実施予定はない。

#### (4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備（事業番号1）に係る計画支援事業	施設建設に伴う測量・地質調査、環境アセスメント調査、PFI導入可能性調査、施設整備基本計画策定  基本設計、法面対策調査、土壌汚染調査、敷地造成計画、発注支援業務等	H26～R5 (第一期～ 第二期計画)
32	(仮称)沼津市リサイクル施設整備（事業番号2）に係る計画支援事業	施設建設に伴う廃焼却施設解体設計業務、地質調査、PFI導入可能性調査、敷地造成設計、発注支援業務等	R8～R10 (第三期計画)

#### (5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

##### ア 小型家電のリサイクルに関する普及啓発

平成25年4月1日より「小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）」の施行に伴い、小型家電のリサイクルについては、法に基づく、適切な回収、資源化がなされるよう、処理体制の構築を図るとともに、普及啓発を行う。

##### イ 不法投棄の対策

沼津市においては、南駿農業協同組合、愛鷹山森林組合、沼津タクシー協会、市内4ゴルフ場、郵便局と「廃棄物不法投棄についての情報提供の覚書」を締結しており、引き続き不法投棄防止及び早期発見を目指してパトロールを強化するとともに、環境衛生自治推進協会及び環境美化指導員による指導・啓発などを支援する中で、地域の自治会などと一体となった普及啓発により、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止を図る。

清水町においても、環境美化推進委員によるごみのポイ捨てなどへの指導やごみの散乱、不法投棄状況の調査を支援し、環境美化の推進や不法投棄防止を図る。

#### ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

沼津市と清水町それぞれの災害廃棄物処理計画を踏まえ、災害時に発生する廃棄物に対し、広域的処理体制の確保を図り、地域内及び周辺地域との連携体制を構築する。

### 4 計画のフォローアップと事後評価

#### (1) 計画のフォローアップ

沼津地域では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

#### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

様式1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表1(令和元年度)

1 地域の概要

(1)地域名	沼津地域	(2)地域内人口	227,549 人	(3)地域面積	195.77 km <sup>2</sup>
(4)構成市町村等名	沼津市、清水町	(5)地域の要件	人口 面積 沖繩 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	なし				

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年度	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目標
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和7年度
沼津市 総排出量	事業系 総排出量(トン)	20,041	20,404	20,481	20,907	21,257	21,014 ( -1.14% )
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.85	1.94	2.01	2.05	2.08	2.06 ( -0.96% )
	生活系 総排出量(トン)	40,705	40,184	39,254	39,240	39,068	36,377 ( -6.89% )
	1人当たりの排出量(kg/人)	180.61	180.29	178.58	179.93	181.39	179.78 ( -0.89% )
	合計 事業系生活系排出量合計(トン)	60,746	60,588	59,735	60,147	60,325	57,391 ( -4.86% )
再生利用量	直接資源化量(トン)	5,126 (8.44%)	5,039 (8.32%)	4,718 (7.90%)	5,006 (8.32%)	4,490 (7.44%)	4,156 ( 7.24% )
	総資源化量(トン)	15,391 (24.48%)	16,335 (26.17%)	15,591 (25.42%)	15,469 (25.10%)	14,458 (23.43%)	13,904 ( 23.49% )
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量 MWh)	-	-	-	-	-	(22,200 MWh)
	エネルギー回収量(年間の熱利用量 GJ)	-	-	-	-	-	(18,648 GJ)
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	45,166 (74.35%)	45,212 (74.62%)	44,878 (75.13%)	45,335 (75.37%)	46,447 (76.99%)	44,526 ( 77.58% )
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	2,327 (3.83%)	869 (1.43%)	854 (1.43%)	819 (1.36%)	790 (1.31%)	750 ( 1.31% )

注) 端数処理の関係により、パーセントの合計が一致しないことがある。また、総排出量の目標欄の割合は平成30年度に対する増減割合

指標・単位	年度	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目標
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和7年度
清水町 総排出量	事業系 総排出量(トン)	1,843	2,002	2,097	2,140	2,247	2,247 ( 0.00% )
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.10	1.22	1.30	1.33	1.40	1.40 ( 0.00% )
	生活系 総排出量(トン)	6,385	6,304	6,205	6,220	6,379	6,287 ( -1.44% )
	1人当たりの排出量(kg/人)	149.73	148.50	146.44	147.30	147.52	147.03 ( -0.33% )
	合計 事業系生活系排出量合計(トン)	8,228	8,306	8,302	8,360	8,626	8,534 ( -1.07% )
再生利用量	直接資源化量(トン)	870 (10.57%)	839 (10.10%)	749 (9.02%)	755 (9.03%)	896 (10.39%)	873 ( 10.23% )
	総資源化量(トン)	2,030 (23.19%)	2,219 (25.02%)	2,109 (23.88%)	2,093 (23.58%)	2,228 (24.41%)	2,219 ( 24.58% )
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量 MWh)	-	-	-	-	-	(2,800 MWh)
	エネルギー回収量(年間の熱利用量 GJ)	-	-	-	-	-	(2,352 GJ)
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	6,306 (76.64%)	6,405 (77.11%)	6,503 (78.33%)	6,543 (78.27%)	6,653 (77.13%)	6,567 ( 76.95% )
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	416 (5.06%)	246 (2.96%)	218 (2.63%)	239 (2.86%)	245 (2.84%)	241 ( 2.82% )

注) 端数処理の関係により、パーセントの合計が一致しないことがある。また、総排出量の目標欄の割合は平成30年度に対する増減割合

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付(別紙添付資料3, 4を参照)

指標・単位	年度	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目標	
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和7年度	
沼津地域	総排出量	事業系 総排出量(トン)	21,884	22,406	22,578	23,047	23,504	23,261 ( -1.03%)
		1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.75	1.85	1.92	1.95	1.99	1.97 ( -1.01%)
		生活系 総排出量(トン)	47,090	46,488	45,459	45,460	45,447	42,664 ( -6.12%)
		1人当たりの排出量(kg/人)	176.32	175.85	174.03	175.28	176.55	174.95 ( -0.91%)
		合計 事業系生活系排出量合計(トン)	68,974	68,894	68,037	68,507	68,951	65,925 ( -4.39%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	5,996 (8.69%)	5,878 (8.53%)	5,467 (8.04%)	5,761 (8.41%)	5,386 (7.81%)	5,029 ( 7.63%)	
	総資源化量(トン)	17,421 (24.32%)	18,554 (26.03%)	17,700 (25.23%)	17,562 (24.91%)	16,686 (23.56%)	16,123 ( 23.64%)	
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量 MWh)	—	—	—	—	—	(25,000 MWh)	
	エネルギー回収量(年間の熱利用量 GJ)	—	—	—	—	—	(21,000 GJ)	
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	51,472 (74.63%)	51,617 (74.92%)	51,381 (75.52%)	51,878 (75.73%)	53,100 (77.01%)	51,093 ( 77.50%)	
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	2,743 (3.98%)	1,115 (1.62%)	1,072 (1.58%)	1,058 (1.54%)	1,035 (1.50%)	991 ( 1.50%)	

注) 端数処理の関係により、パーセントの合計が一致しないことがある。また、総排出量の目標欄の割合は平成30年度に対する増減割合

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付(別紙添付資料3, 4を参照)

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

沼津市、清水町ともに現状の一般廃棄物処理基本計画は計画期間の満了が近づき次期一般廃棄物処理基本計画策定を目前に控えており、地域計画目標年度までのごみ量等の推計が行われていない。また、次期一般廃棄物処理基本計画策定に先行して政策的なごみ減量等の目標を設定することができなかったため、第二期地域計画では最新実績に基づく現状のトレンドがそのまま続いた場合を基本とした推計値を目標値とし、沼津市、清水町の次期一般廃棄物処理基本計画の策定において政策的な目標設定を踏まえたごみの将来予測がなされたのちに、第二期地域計画の目標値は一般廃棄物処理基本計画を踏まえて見直す方針としている。

また、沼津市には令和元年10月に大型商業施設が開業している。開業から1ヶ月程度の現状においては、ごみ排出量が把握できていない状況であるため、大型商業施設のごみを含めた事業系ごみに適切な減量目標を設定することは困難であることから、ごみ排出実績を把握できる令和2年度以降に目標設定を行うこととする。

### 3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		形式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	形式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
沼津市清掃プラント	沼津市	全連続式ストーカ炉	有	300t/日	S51.11	廃止R11.4	老朽化・熱回収	全連続式ストーカ炉	R11.3	210t/日	第三期計画にて実施予定
沼津市中継・中間処理施設	沼津市	選別・圧縮	有	43t/日	H11.1	廃止R14.4	老朽化・施設集約	選別・圧縮	R14.3	41t/日	第二期計画～第三期計画にて実施予定
沼津市資源ごみ中間処理場	沼津市	選別・圧縮	無	4t/日	S54.4	廃止R3.9	老朽化・施設集約				
沼津市衛生プラント	沼津市	し尿・浄化槽汚泥処理	有	158kL/日	H16.9	—	—	—	—	—	—
植田最終処分場	沼津市	埋立処分	有	211,000m <sup>3</sup>	H15.5	—	—	—	—	—	—

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年度	過去の状況・現状					目標
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和7年度
総人口		201,804	199,901	198,124	196,530	195,039	185,016
公共下水道	汚水衛生処理人口	100,161	100,996	101,603	101,978	102,278	116,032
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	49.6%	50.5%	51.3%	51.9%	52.4%	62.7%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	277	266	253	240	231	164
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	49,039	49,813	50,400	49,169	48,728	50,267
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	24.3%	24.9%	25.4%	25.0%	25.0%	27.2%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	52,327	48,826	45,868	45,143	43,802	18,553

注) 端数処理の関係により、パーセントの合計が一致しないことがある。

指標・単位	年度	過去の状況・現状					目標
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和7年度
総人口		32,585	32,484	32,690	32,606	32,510	32,000
公共下水道	汚水衛生処理人口	19,133	19,572	18,432	18,958	19,549	27,237
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	58.7%	60.3%	56.4%	58.1%	60.1%	85.1%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	2,606	2,474	2,955	2,832	2,514	1,078
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	8.0%	7.6%	9.0%	8.7%	7.7%	3.4%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	10,846	10,438	11,303	10,816	10,447	3,685

注) 端数処理の関係により、パーセントの合計が一致しないことがある。

指標・単位	年度	過去の状況・現状					目標
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和7年度
総人口		234,389	232,385	230,814	229,136	227,549	217,016
公共下水道	汚水衛生処理人口	119,294	120,568	120,035	120,936	121,827	143,269
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	50.9%	51.9%	52.0%	52.8%	53.5%	66.0%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	277	266	253	240	231	164
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	51,645	52,287	53,355	52,001	51,242	51,345
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	22.0%	22.5%	23.1%	22.7%	22.5%	23.7%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	63,173	59,264	57,171	55,959	54,249	22,238

注) 端数処理の関係により、パーセントの合計が一致しないことがある。

## 5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	沼津市	52	475	H15.4	85	475	R6年度末	

様式 2

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2(令和元年度)

事業種別	事業番号	事業主体名称 ※2	規模		事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
			単位		開始	終了	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度			
○エネルギー回収等に関する事業							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(仮称)沼津市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	1	沼津市	210	t/日	R6	R10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	第二期～第三期地域計画実施予定
○マテリアルリサイクル等に関する事業							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(仮称)沼津市リサイクル施設整備事業	2	沼津市	41	t/日	R11	R13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	第三期地域計画実施予定
○浄化槽に関する事業							34,170	6,834	6,834	6,834	6,834	6,834	34,170	6,834	6,834	6,834	6,834	6,834	
浄化槽設置整備	3	沼津市	85	基	R2	R6	34,170	6,834	6,834	6,834	6,834	6,834	34,170	6,834	6,834	6,834	6,834	6,834	沼津市
○施設整備に関する計画支援事業							188,342	35,450	83,900	54,500	14,492	0	188,342	35,450	83,900	54,500	14,492	0	
(仮称)沼津市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業(事業番号1)に係る計画支援事業	31	沼津市			R2	R5	188,342	35,450	83,900	54,500	14,492	0	188,342	35,450	83,900	54,500	14,492	0	第二期地域計画実施
(仮称)沼津市リサイクル施設整備事業(事業番号2)に係る計画支援事業	32	沼津市			R8	R10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	第三期地域計画実施予定
合計							222,512	42,284	90,734	61,334	21,326	6,834	222,512	42,284	90,734	61,334	21,326	6,834	

※1 事業番号については、計画本文3(3)表5に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。

※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

※3 実施しない事業の欄は削除しても構わない。

※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

## 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考	
					開始	終了		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		
発生抑制、 再使用の 推進に関するもの	11	ごみに関する 情報提供のた めの施策	HPや広報誌、イベント、ごみ出張講 座及びごみの出し方便帳等による PRを実施	沼津市	継続	継続		情報提供の施策						
	12	ごみに関する 機会提供のた めの施策	フリーマーケットの開催や環境教育の 推進・充実を図る	沼津市	継続	継続		機会提供のための施策						
	13	ごみに関する 各種支援のた めの施策	地域活動の支援、すまいるしよぶ製 度の普及・拡大、3Rネットワークの構 築の支援、簡易包装の取り組み支援	沼津市	継続	継続		各種支援のための施策						
	14	ごみに関する 各種指導のた めの施策	事業系ごみの発生・排出抑制、排出 者責任の明確化・厳格化等	沼津市	継続	継続		各種指導のための施策						
	15	ごみに関する 有料化の施策	生活系ごみの有料化の研究	沼津市	継続	継続		ごみに関する有料化の施策						
	16	生活排水対策	生活排水処理に関する情報の提供と 排出源での水環境の保全対策の促 進	沼津市	継続	継続		生活排水対策						
	17	清水町が講 じる施策	近隣市町との連携体制の構築、啓発 活動の推進、ごみ減量化の推進、生 活ごみの有料化検討、ごみの適正分 別の推進、集団資源回収の推進、安 定化した資源化ルート確保、不用品 交換事業等の推進、再生商品等の 利用促進、ごみ減量化への取組の支 援等	清水町	継続	継続		清水町が講じる施策						
	18	町民が講 じる施策	使い捨て型ライフスタイルの転換、無駄 のない食生活(エコクッキング)の推奨、物を 大切に使い、資源ごみの分別収集へ協力 する、ごみの出し方を守る、再生商品等 の利用促進、資源回収等への協力、不用品 交換事業等の利用促進、使用頻度の少 ない商品の購入抑制等	清水町	継続	継続		町民が講じる施策						
	19	事業者が講 じる施策	事業者主体による積極的な取り組 み、再生商品等の供給、再生商品等 の利用促進、資源ごみの回収ルート の構築等	清水町	継続	継続		事業者が講じる施策						
処理体制 の構築、変 更に関する もの	21	処理体制の変 更	「埋め立てごみ 熱源利用プラスチック ごみ(③類)」を焼却対象に変更	沼津市	11	継続							令和11年度 開始予定	
	22	収集システム の見直し及び 適正処理	小型家電リサイクル法へ対応するた め、収集システムの見直し、資源化 及び適正処理を推進する。	沼津市	継続	継続		小型家電リサイクル法への対応						
	23	事業系ごみ対 策	事業系ごみの減量化・資源化の指導 強化、多量排出事業者への指導促進	沼津市	継続	継続		事業系ごみの減量化・資源化						
			事業系ごみの適正処理、資源化ルート の確立	清水町	継続	継続		事業系ごみの適正処理・資源化ルートの確立						
	24	最終処分場の 延命化	埋め立てごみの処理方法の検討。焼 却飛灰の資源化処理の検討。	沼津市	継続	継続		最終処分場の延命化検討						
25	生活排水処理	下水道整備の継続、浄化槽の整備推 進(沼津市のみ)	沼津市 清水町	継続	継続		生活排水処理の推進							
処理施設の 整備に関する もの	1	エネルギー回 収型廃棄物処理 施設の整備	(仮称)沼津市エネルギー回収型廃 棄物処理施設整備事業	沼津市	6	10	○						実施 設計	第二期～第 三期計画で 実施予定
	2	マテリアルサイ クル推進施設	(仮称)沼津市リサイクル施設整備事 業	沼津市	11	13	○							第三期計画 で実施予定
	3	合併浄化槽整 備	浄化槽設置整備事業	沼津市	2	6	○	合併浄化槽の整備						
施設整備 に係る計画 支援に関する もの	31	1の計画支援	施設建設に伴う測量・地質調査、環境ア セスメント調査、PFI導入可能性調査、施設 整備基本計画策定  基本設計、法面対策調査、土壌汚染調 査、敷地造成計画、発注支援業務等	沼津市	2	5	○	基本設計、法面対策調査、土壌汚染調査、 敷地造成計画、発注支援業務等					関連事業1  第二期計画 で実施	
	32	2の計画支援	2の施設建設に伴う廃焼却施設解体設 計、地質調査、PFI導入可能性調査、敷地 造成設計、発注支援業務等	沼津市	8	10	○							関連事業2 第三期計画 で実施予定
その他	41	小型家電サイ クルに関する 普及・啓発	小型家電リサイクルの適切な回収・ 資源化のため、処理体制の構築を図 るとともに、普及啓発を実施	沼津市 清水町	継続	継続		小型家電リサイクルに関する普及・啓発						
	42	不法投棄対策	不法投棄対策の実施	沼津市 清水町	継続	継続		不法投棄対策の実施						
	43	災害時の廃棄 物処理に関す る事業	災害時に発生する廃棄物に対し、広 域的処理体制の確保を図り、地域内 及び周辺地域との連携体制を構築	沼津市 清水町	継続	継続		災害廃棄物の処理体制の確保及び連携体制の						

## 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 静岡県

(1) 事業主体名	沼津市
(2) 施設名称	（仮称）沼津市リサイクル施設
(3) 工期	令和11年度～令和13年度（第三期計画にて実施予定）
(4) 施設規模	処理能力 41t/日
(5) 処理方式	圧縮・選別・梱包
(6) 地域計画内の役割	収集したペットボトル、ビン、缶類等を受け入れ、資源化を行う
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

「ストックヤード」を整備する場合

(8) ストック対象物	
-------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	<del>           ①分別収集回収拠点の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの分別収集・処理方法</li> <li>・ごみ容器の種類・設置基数</li> <li>・建築物の構造</li> </ul>           ②小規模ストックヤードの整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設規模</li> <li>・ストック対象物</li> </ul>           ③簡易プレス機の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理方法</li> <li>・処理能力</li> <li>・設置場所</li> </ul>           ④電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・導入台数（積載量）</li> <li>・運行計画</li> </ul> </del>
----------------------	--

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラッグの利用計画	
----------------	--

(11) 事業計画額	未定（第三期計画にて確定予定）
------------	-----------------

## 施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 静岡県

(1) 事業主体名	沼津市
(2) 施設名称	(仮称) エネルギー回収型廃棄物処理施設
(3) 工期	令和6年度 ～ 令和10年度（第二期～第三期計画にて実施予定）
(4) 施設規模	処理能力 210t/日（105t/日×2炉）
(5) 形式及び処理方式	全連続式ストーカ炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> （発電効率 20.5%） ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> （熱利用率 1.4%） ・ 無
(7) 地域計画内の役割	既存焼却施設の老朽化、処理の集約、エネルギーの高効率回収・有効利用の促進等
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス 熱利用率	kWh/ごみt
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 事業計画額	未定（第二期～第三期計画にて確定予定）
------------	---------------------

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 静岡県

(1) 事業主体名	沼津市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	各種生活排水対策を実施して水質浄化を図り、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図るため、浄化槽の設置を推進する。
(4) 事業期間	令和2年度～令和6年度
(5) 事業対象地域の要件	沼津市公共下水道計画区域外
(6) 事業計画額	交付対象事業費 34,170 千円 うち ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 0 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 0 千円

## ○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

## 【浄化槽設置整備事業の場合】

人槽区分	交付対象基数 (人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	60基(300人分)	21,870千円	21,870千円	21,870千円
6～7人槽	25基(175人分)	12,300千円	12,300千円	12,300千円
8～10人槽	基(人分)	千円	千円	千円
11～20人槽	基(人分)	千円	千円	千円
21～30人槽	基(人分)	千円	千円	千円
31～50人槽	基(人分)	千円	千円	千円
51人槽以上	基(人分)	千円	千円	千円
計画策定 調査費				
うち台帳 作成費用				
合計	85基(475人分)	34,170千円	34,170千円	34,170千円

循環型社会形成推進地域計画 内訳表(浄化槽系)

【参考資料様式6 補足資料】

集計表

浄化槽設置整備事業				浄化槽市町村整備推進事業			
区分	基数	交付対象事業費	対象経費支出予定額	区分	基数	交付対象事業費	対象経費支出予定額
5人槽	60基	21,870千円	21,870千円	5人槽	0基	0千円	0千円
6～7人槽	25基	12,300千円	12,300千円	6～7人槽	0基	0千円	0千円
8～10人槽	0基	0千円	0千円	8～10人槽	0基	0千円	0千円
11～20人槽	0基	0千円	0千円	11～15人槽	0基	0千円	0千円
21～30人槽	0基	0千円	0千円	16～20人槽	0基	0千円	0千円
31～50人槽	0基	0千円	0千円	21～25人槽	0基	0千円	0千円
51人槽以上	0基	0千円	0千円	26～30人槽	0基	0千円	0千円
				31～40人槽	0基	0千円	0千円
				41～50人槽	0基	0千円	0千円
				51人槽以上	0基	0千円	0千円

浄化槽設置整備事業(単独転換)

○対象経費支出予定額の内訳

人槽区分	5人槽
基数	5

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
1,200千円	496千円	1,914千円	0千円	3,610千円
合計3,610千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
1,660千円	1,500千円	450千円		3,610千円
	(5)基	(5)基		

人槽区分	6~7人槽
基数	5

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
1,340千円	551千円	2,129千円	0千円	4,020千円
合計4,020千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
2,070千円	1,500千円	450千円	0千円	4,020千円
	(5)基	(5)基		

人槽区分	8~10人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円
	( )基	( )基		

人槽区分	11~20人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円
	( )基	( )基		

人槽区分	21~30人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円
	( )基	( )基		

人槽区分	31~50人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円
	( )基	( )基		

人槽区分	51人槽以上
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円
	( )基	( )基		

## 浄化槽設置整備事業(新設)

○新設の浄化槽について国費の補助対象とする理由(個人設置事業にて新設に補助を行う場合必ず記入)

人槽・基数	理由	その他を選択した場合の理由(自由記述)
例)○人槽○基、○人槽○基	単独処理浄化槽や汲み取り便槽を有する家屋に居住する人が新築家屋に建て替え・新築をする	
5人槽55基、7人槽20基	単独処理浄化槽や汲み取り便槽を有する家屋に居住する人が新築家屋に建て替え・新築をする	

### ○対象経費支出予定額の内訳

人槽区分	5人槽
基数	55

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
6,086千円	2,190千円	9,984千円	0千円	18,260千円
合計18,260千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
18,260千円				18,260千円

人槽区分	6~7人槽
基数	20

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
2,760千円	993千円	4,527千円	0千円	8,280千円
合計8,280千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
8,280千円				8,280千円

人槽区分	8~10人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	11~20人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

## 計 画 支 援 概 要

都道府県名 静岡県

(1) 事業主体名	沼津市		
(2) 事業目的	<u>エネルギー回収型廃棄物処理</u> 施設整備のため		
(3) 事業名称	エネルギー回収型廃棄物処理 施設整備事業に係る計画支援 事業	エネルギー回収型廃棄物処理 施設整備事業に係る計画支援 事業	
(4) 事業期間	平成26年度～ 平成31年度	令和2年度～ 令和5年度	
(5) 事業概要	新規エネルギー回収型廃棄物 処理施設の整備に当たり、 測量・地質調査、環境アセ スメント調査、PFI導入 可能性調査、施設整備基本 計画策定	基本設計、法面对策調査、土 壌汚染調査、敷地造成計画、 発注支援業務等	
(6) 事業計画額	35,142千円	令和2年度 35,450千円 令和3年度以降 152,892千円	

## 計 画 支 援 概 要

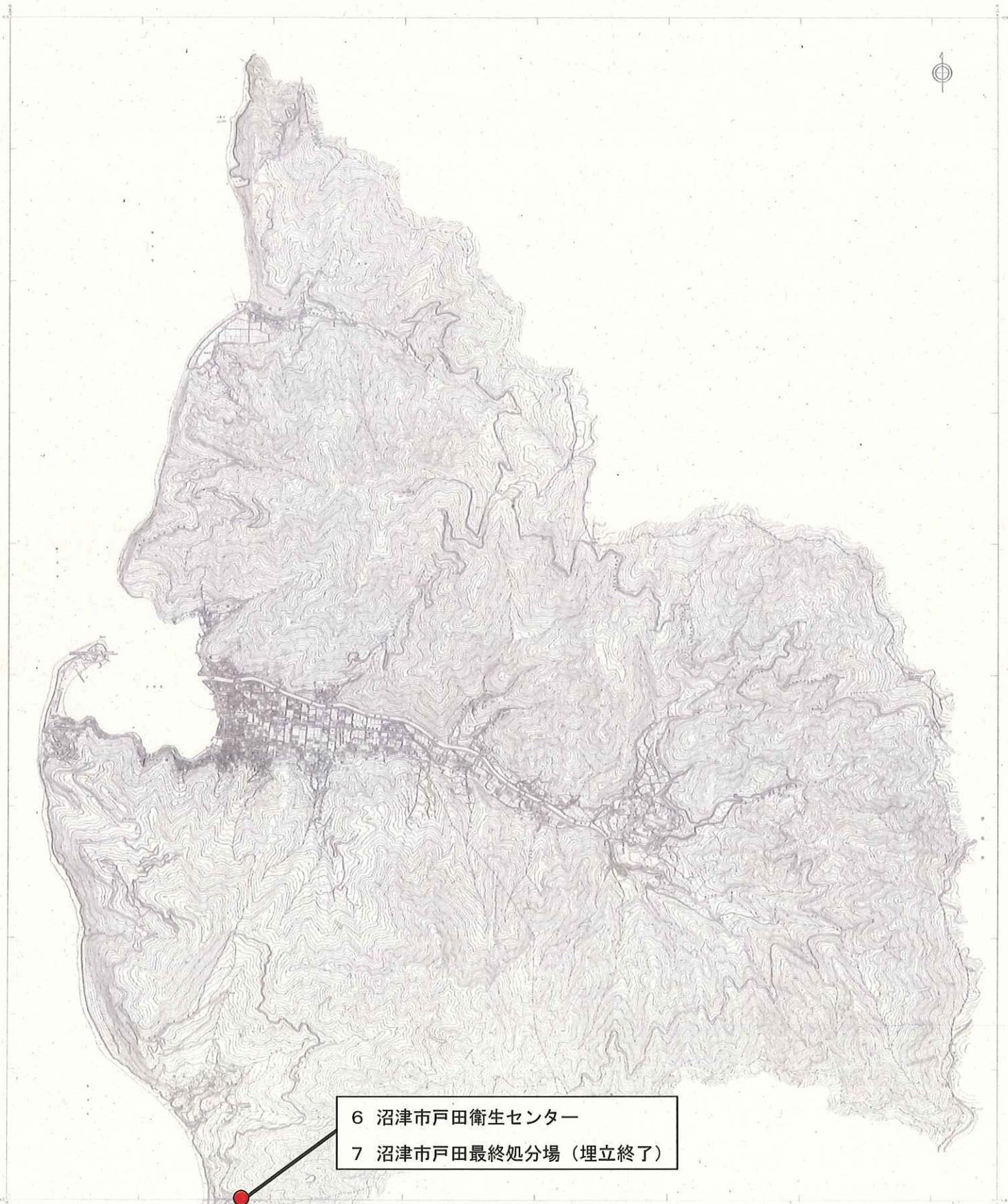
都道府県名 静岡県

(1) 事業主体名	沼津市		
(2) 事業目的	(仮称)沼津市リサイクル 施設整備のため		
(3) 事業名称	(仮称)沼津市リサイクル施設整備事業に係る計画支援事業		
(4) 事業期間	(令和8年度～ 令和10年度)		
(5) 事業概要	新規リサイクル施設の整備に当たり、廃焼却施設の跡地に建設するため、廃焼却施設の解体設計業務、地質調査、PFI導入可能性調査、敷地造成設計、発注支援業務等を実施する。		
(6) 事業計画額	未定(第三期計画にて確定予定)		



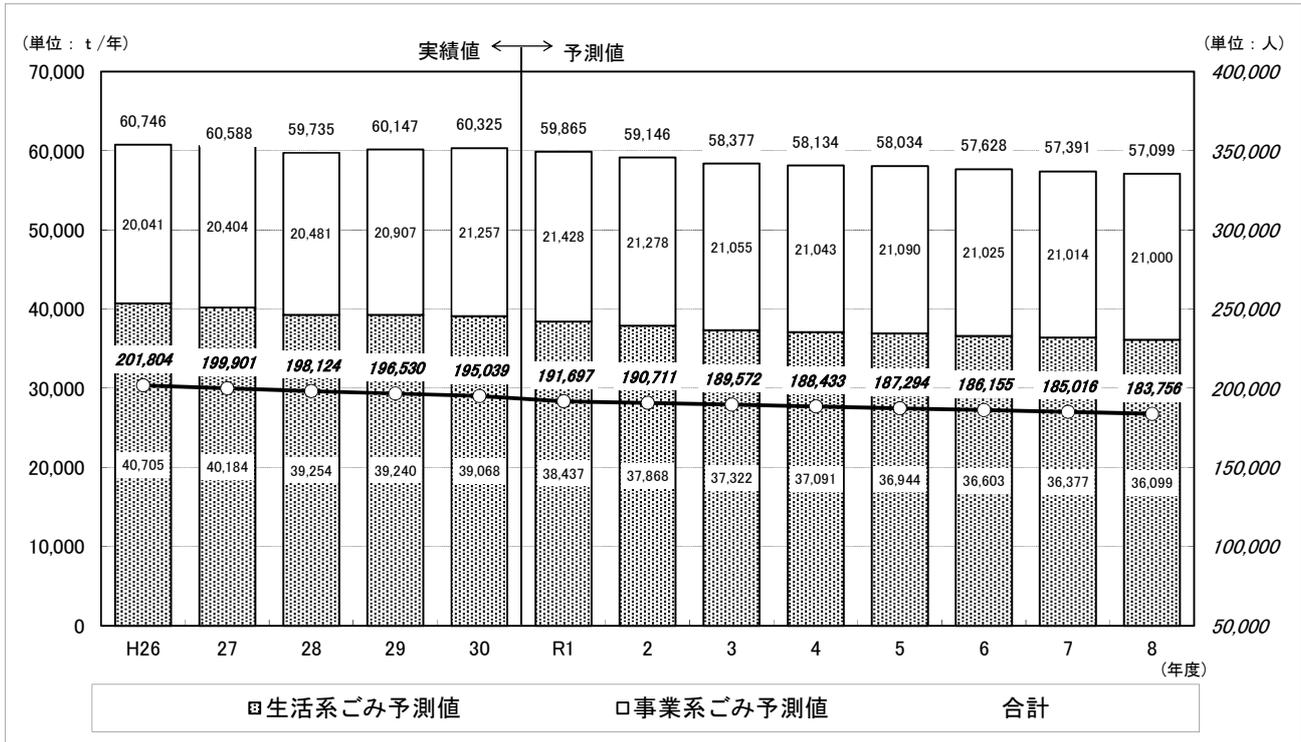


添付資料 2-1 施設配置図 (沼津市沼津地区)



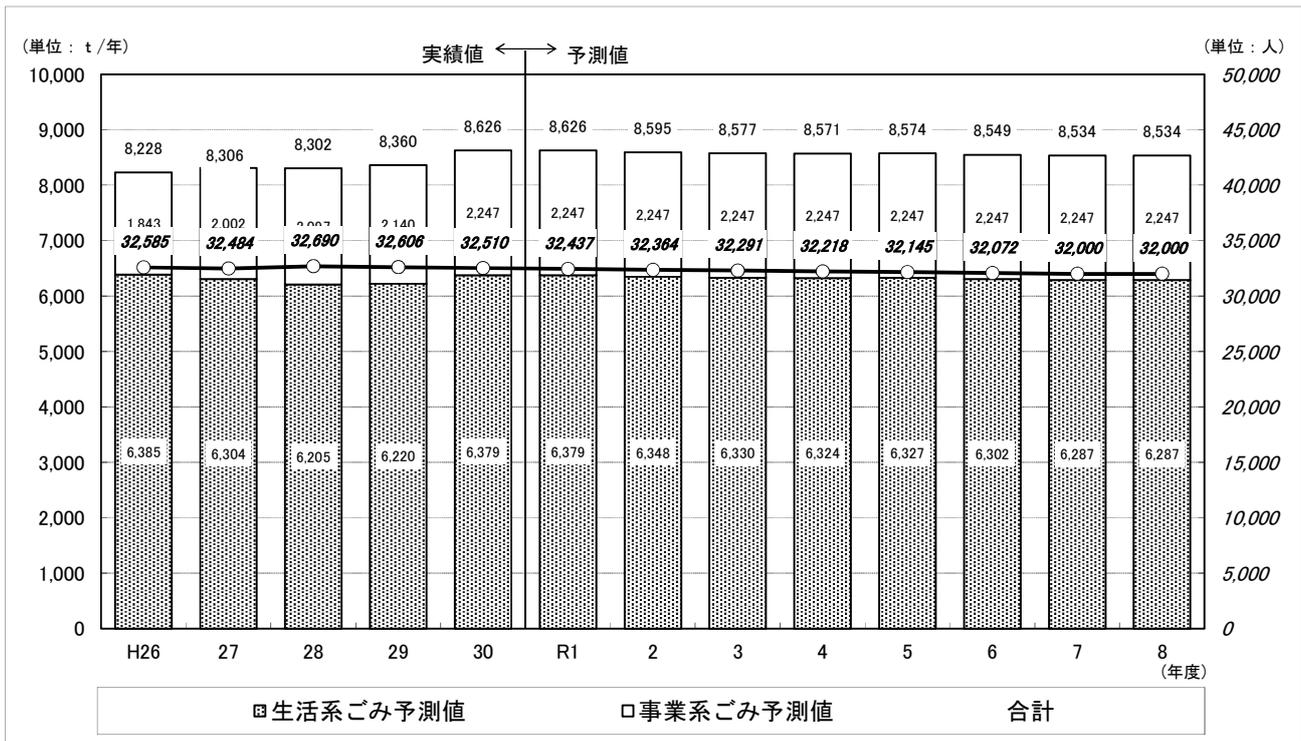
添付資料 2-2 施設配置図 (沼津市戸田地区)

添付資料3-1 沼津市の行政区域内人口及びごみ量の実績と予測結果



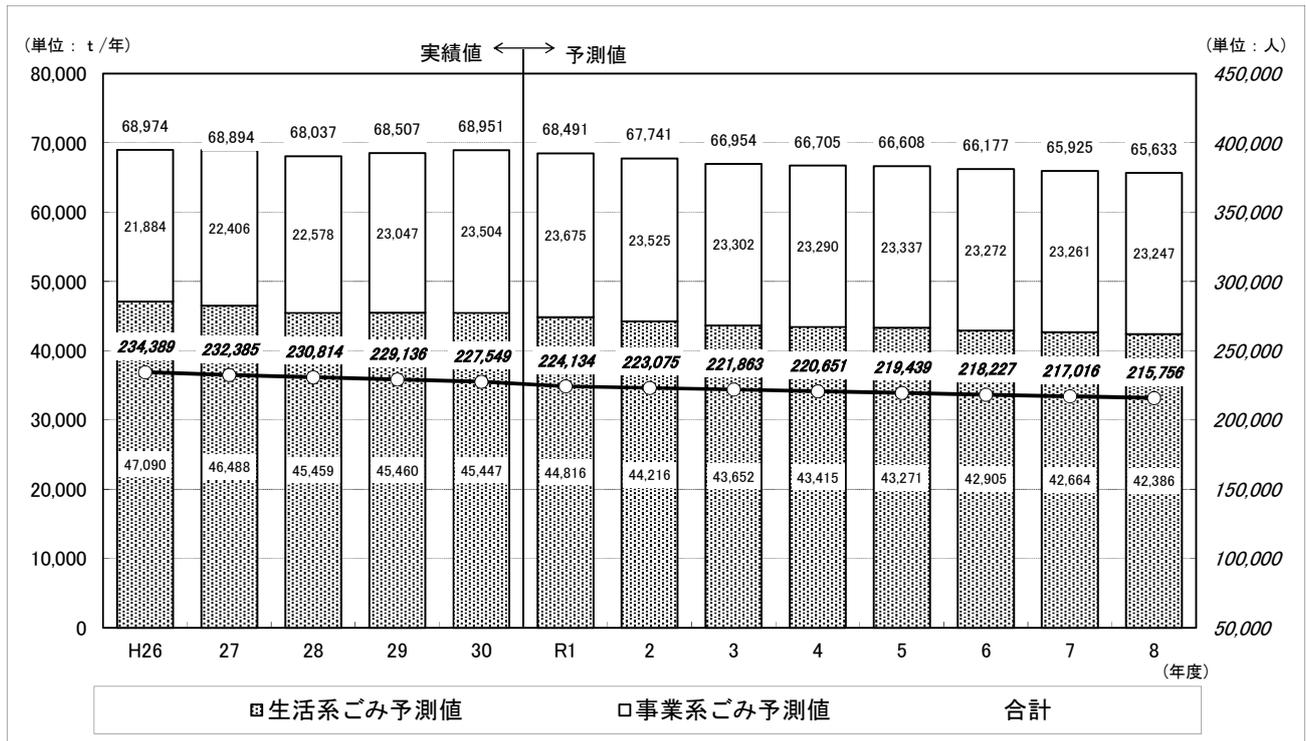
※沼津市の行政区域内人口は将来的に徐々に減少していくと予測される。  
 生活系ごみは人口の減少もあり減少を続けているが、事業系ごみは増加傾向にある。  
 生活系ごみ及び事業系ごみを合計したごみ排出量では、将来は微減していくものと考えられる。  
 今後は、一般廃棄物処理基本計画の改定にあたってごみ減量等の新たな目標を定め、  
 分別排出の徹底や事業系ごみの減量化等を推進していく方針で、ごみ量の更なる削減やリサイクル率の向上を目指す。

添付資料3-2 清水町の行政区域内人口及びごみ量の実績と予測結果



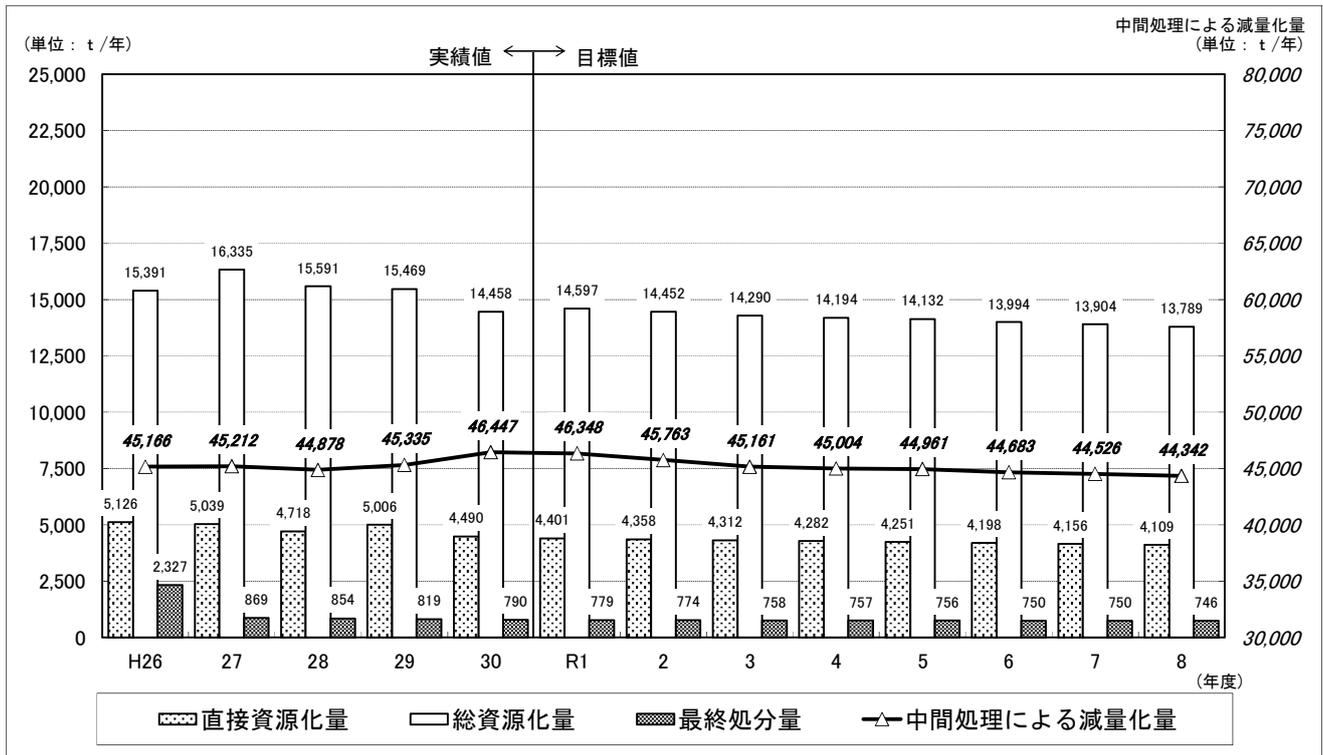
※清水町の行政区域内人口については将来的に微減傾向が続くが、概ね32000人程度で推移するものと予測される。  
 ごみ量実績値は生活系、事業系ともに変動しながら推移し、生活系ごみ及び事業系ごみを合計した排出量では、  
 増加傾向となっている。  
 今後は、生活系ごみは概ね横ばいで推移するものの事業系ごみは増加していく見込みであり、  
 一般廃棄物処理基本計画の改定に際してはごみ量等の目標値を設定し、ごみ減量等を図っていく。

添付資料 3-3 沼津地域の行政区域内人口及びごみ量の実績と予測結果（合計値）



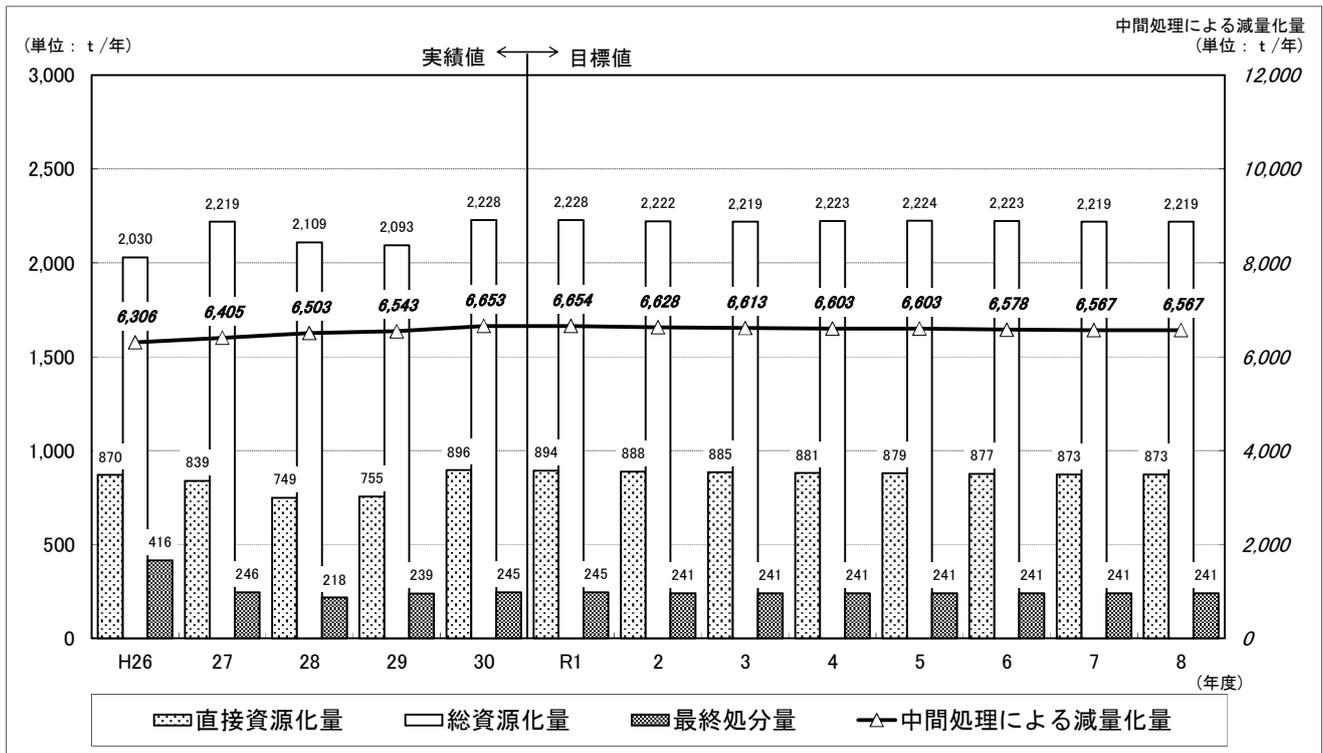
※両市町の予測結果より、沼津地域全体の行政区域内人口も将来的に徐々に減少していくと予測される。  
 ごみ量実績値は、全体的には家庭系ごみは微減、事業系ごみは増加している。  
 将来的にも同様の傾向で推移するものと予測され、生活系ごみ及び事業系ごみを合計した排出量では微減傾向で推移していくものと考えられる。

添付資料 4-1 沼津市の最終処分量、資源化量及び中間処理による減量化量の実績と予測結果



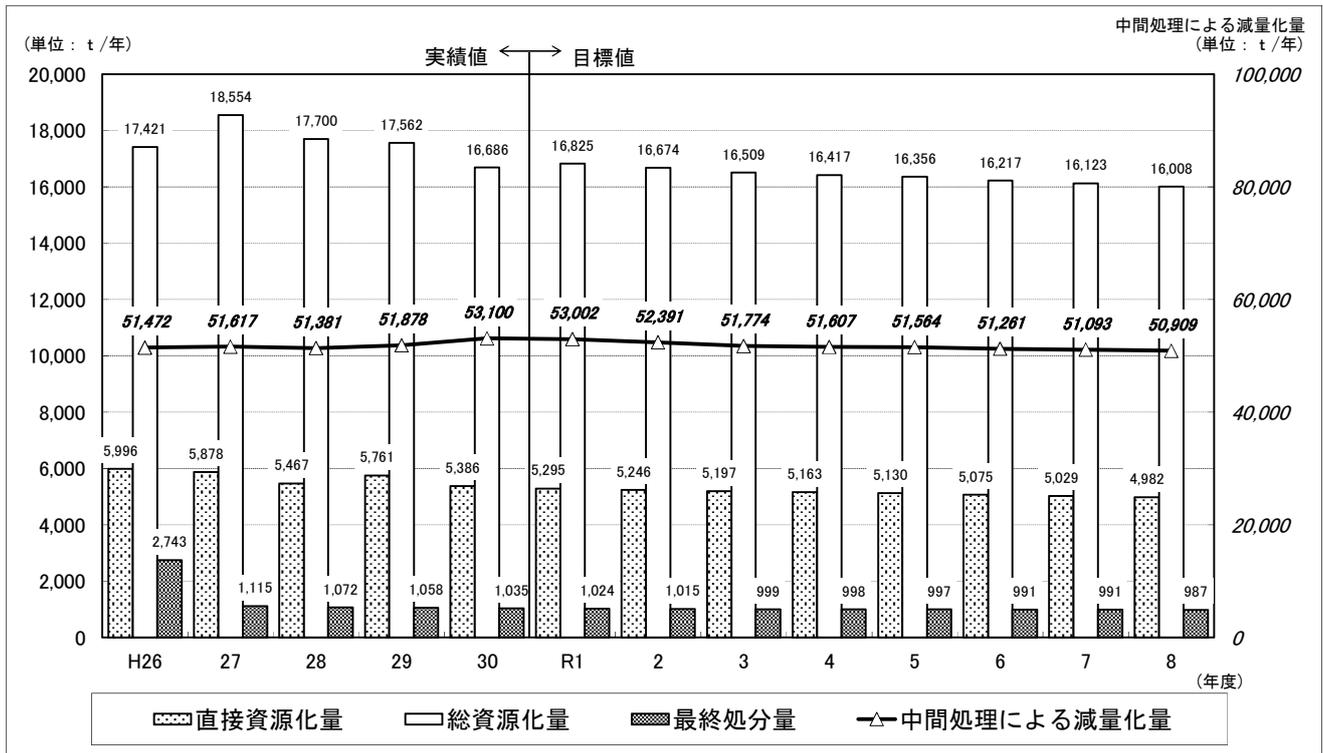
※人口の減少などによるごみ排出量の減少に伴い、中間処理による減量化量や最終処分量は減少していくと予想される。  
 なお、最終処分量は平成27年度に焼却飛灰の資源化を始めたことにより大きく削減されている。  
 資源化量については、ごみ排出量の減少やペーパーレス化などにより今後も減少していくものと予想される。

添付資料 4-2 清水町のごみ排出量、資源化量及び中間処理による減量化量の実績と予測結果



※ごみ排出量が微減傾向で推移していくものと予想されることから、直接資源化量、総資源化量、中間処理による減量化量及び最終処分量のいずれも同様に微減もしくは概ね横ばいで推移する。

添付資料 4-3 沼津地域の最終処分量、資源化量及び中間処理による減量化量の実績と予測結果（合計値）



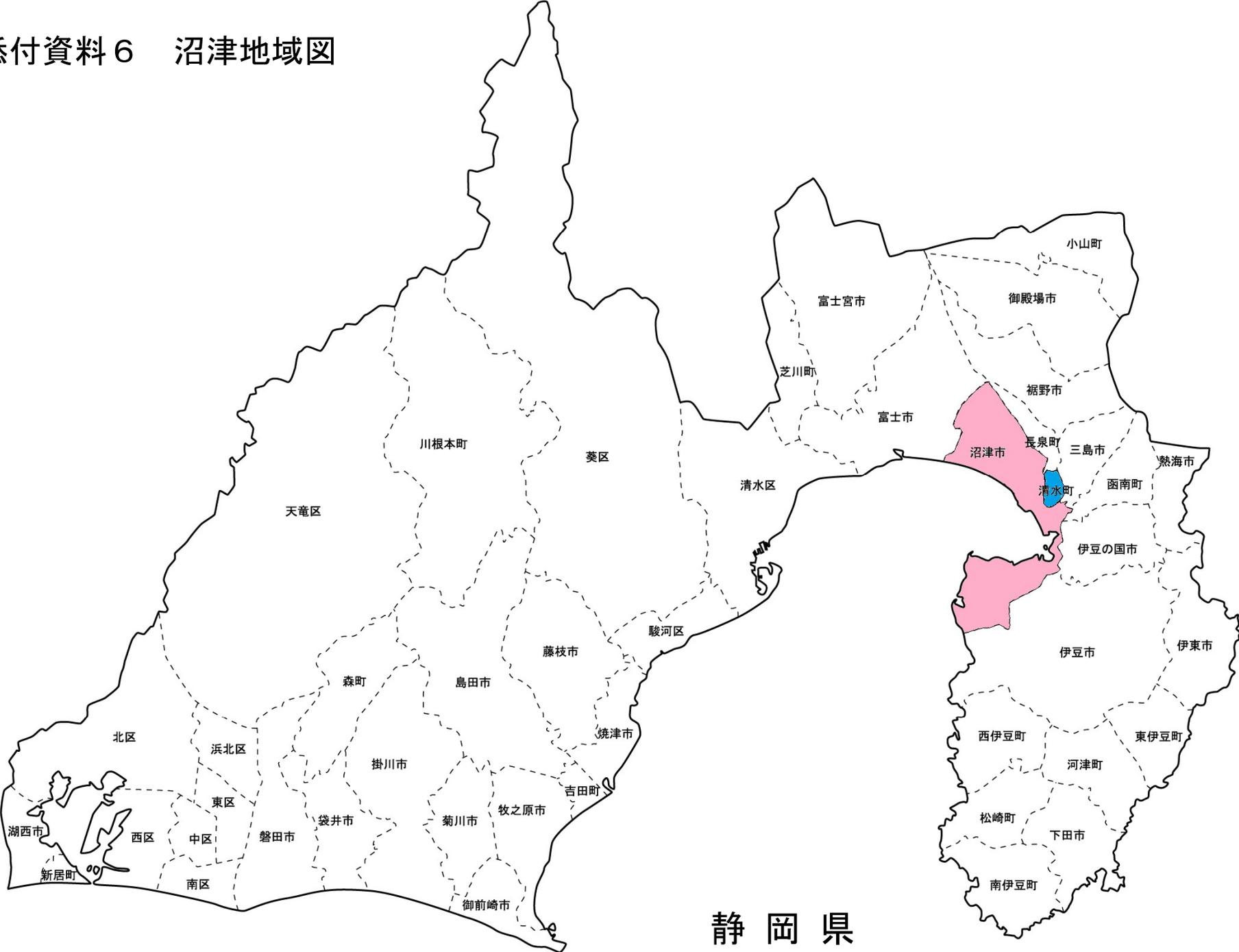
※沼津地域のごみ排出量は概ね微減傾向と予想予想されることから、直接資源化量、総資源化量、中間処理による減量化量及び最終処分量は、いずれも同様に微減もしくは横ばいで推移するものと予想される。

添付資料5 沼津地区におけるごみの分別区分

沼津市		清水町		
分別区分	主な分別品目の例	分別区分	主な分別品目の例	
燃やすごみ	生ごみ、紙くず、おむつ、生理用品、少量の木の枝、板切れ、軍手、わりばし、竹串、ほうき、タバコの吸いながら、汚れの落ちないプラスチック製容器包装、歯ブラシ、ストッキング、トイレブラシ、洗浄用スポンジ、たわし、くつ下、下着（パンツ）、ペット用トイレ砂等	可燃ごみ	鉛筆、お酒の紙パック、かまぼこの板、貝がら、紙おむつ、果物、紙くず、軍手、魚の骨、残飯、写真、食品くず、生理用品、雑巾、竹串、卵のから、ちり紙、生ごみ、ぬれティッシュ、古布、ペーパータオル、木片、野菜くず、ローソク、割りばし等	
焼却粗大ごみ ((2)類)	ふとん、座布団、じゅうたん、カーペット、木製品・家具、大型のぬいぐるみ等			
熱源利用プラスチック ((3)類)	おもちゃ、植木鉢、文房具、パケツ、CD及びケミカル、カセットテープ、ビデオテープ、ドライヤー、扇風機、掃除機、ビデオデッキ、CDプレーヤー、くつ、ベルト、かばん、財布等			
せともの・ガラス類 ((1)類)	せともの、陶器、ガラス（容器、鏡、食器など）、アルミ箔、ゴム製品（長靴など）、使い捨てカイロ、お菓子などの除湿剤（シリカゲル）、電気カーペット、ゴルフボール、電球、割れた蛍光灯等	埋立ごみ	アイロン、アルバム、アルミホイール、絵の具、温度計、MD、鏡、かさ、カセットテープ、かばん、カメラ、ガラス食器、革製品、乾燥剤、くつ、蛍光灯、化粧びん、ゴム製品、サンダル、さびた缶、素焼きの鉢、せともの、スリッパ、脱臭剤、CD、DVD、耐火ガラス、使い捨てカイロ、使い捨てライター、タッパー、テレビゲームのソフト、電球、陶器類、長靴、ぬいぐるみ、はさみ、バッグ、ハンガー、ビデオテープ、ビニール、ヘルメット、ボール、殺虫剤、包丁、保冷剤ポット、マグネット、魔法びん、めがね、ラケット、ラジオ、ランドセル、ラジコン、リモコン、レコード盤、輪ゴム、割れガラス、割れびん等	
蛍光灯	蛍光灯			
ペットボトル	酒類、しょう油、しょう油加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ノンオイルドレッシング等の容器でPET1の表示があるもの	プラスチックごみ	ペットボトル	ジュース・コーラ・お茶等の飲料用の容器、焼酎・ウイスキー・みりん等の酒類の容器、しょう油の容器等
プラスチック製容器包装	洗剤、ソース、食用油などのボトル、マヨネーズ、ケチャップなどのチューブ、ヨーグルト、プリンなどのカップ、卵のパック、錠剤（薬）の入っていたシート、ペットボトルのラベルとキャップ、品物が入っていた袋・包装、薬（粉薬）の袋、レジ袋、ラップ、ビニール袋、気泡緩衝シート（プチプチなど）、ラーメン等の器、コンビニなどの弁当の容器、肉や魚の入っていたトレイ、家電などの緩衝材、果物などが入っていたプラスチック製の網状のもの等		容器包装リサイクル法に基づくプラスチック類	プラマークのあるもの
			その他プラスチック類	上記以外のプラスチック製、ビニル製品、プラマーク表示のないプラスチック系ごみ
びん類	ジュース、ビールなどのびん、酢・油・しょう油などのびん、お酒のカップ、ジャムや食品のびん、インスタントコーヒーのびん、栄養ドリンク剤のびん、飲み菓のびん	資源ごみ	びん・ガラス類	お酒のびん、食品のびん等
缶類	飲料の缶、お茶・のり・油の缶、スプレー缶、缶のケース、小さな金属類、電源コード、オーディオケーブル		金属類	ジュースの缶、食品の缶詰、やかん、フライパン等
金属類	なべ・やかん、フライパン、包丁、はさみ、ガステーブル、ストーブ、オーブンレンジ、トースター、スパナ、ペンチ、自転車等		古紙類	新聞紙、雑誌、本、ダンボール、厚紙、ミックス古紙等
乾電池	使用済乾電池、使い捨てライター	その他のごみ	乾電池	乾電池
古布類	衣類、タオル、布団カバー、シーツ等		布類	布類
古紙類	新聞と折り込みチラシ、ダンボール、飲料用紙パック、雑誌、本、雑がみ等		牛乳パック	牛乳パック
-	-	粗大ごみ	小型家電、家具、その他大型のごみ（1辺が50センチを超える）	

注：清水町の可燃ごみのみを沼津市清掃プラントで処理しているため、可燃ごみ以外のごみ分別区分は一部異なっている。

添付資料6 沼津地域図



添付資料7 浄化槽区域図

下水道計画以外の部分を浄化槽区域とする

沼津市下水道全体計画図

